

生かそう憲法
くらしと政治に

あおぞら

2008年3月1日 Vol.37

発行
あおぞら法律事務所
〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目7番11号
TEL 092-721-1425 FAX 092-721-1498



韓国・南抬島の青空
photo 前田 豊
ナミソム
韓国、江原道春川市の南抬島です。ソウルの北東63km、北漢江の清平ダム建設で川中にできたこの島は、巧みに自然が残され、総合休養地となっています。というより、かの「冬のソナタ」のロケ地と言った方が早いでしょう。

あおぞら法律事務所

- 弁護士 前田 豊
- 弁護士 古屋 勇一
- 弁護士 古屋 令枝
- 弁護士 小宮 和彦
- 弁護士 中村 伸子



弁護士 古屋 勇一
仕事柄ひまわりといたいのですが、実は派手な花が好きです。妖艶な胡蝶蘭、華やかさの中に鋭い棘を秘めた真っ赤な薔薇なんか魅せられます。ただ、いつも脇役ですが、主役を見事に引き立てるかすみ草の可憐さも好きですね。



弁護士 小宮 和彦
「月下美人」が家にある。年に一夜だけ白い大輪の花を咲かせて芳香をただよわせる。その怪しげなところがちょっと好きだ。私も年に一度くらい小さな花でも咲かせたい。

石橋 由香

寒いのが苦手な南国の雰囲気が好きなのでアンセリウムやハイビスカス等の南国ムードたっぷりのお花が大好きです。でも悲しいことに南国と言えば？という質問であがりそうな沖縄やハワイに一度も行ったことがありません。

高津 千絵

自分の誕生日(10月)の誕生花という事もあり、コスモスが大好きです。コスモスがあると、心が和んで優しい気持ちになります。いつか自分で育ててみたいと思っています。

森 礼子

「オオイヌノフグリ」です。春になると道ばたに青い小さな花を咲かせます。小さい頃、おままごとの飾り付けにはなくてはならない花でした。とてもかわいい花ですが、名前の由来はとても実物とは似つかわしくないものです。皆さん、調べないでくださいね。



弁護士 前田 豊
中学の時には種から花を育てました。キンセンカ、百日草、スイートピー…。今でも、胸がときめくのは金木犀。その香りは、遠い昔の思い出につながります。



弁護士 古屋 令枝
桜とバラが好きです。でも花はみんな好きです。



弁護士 中村 伸子
アガパンサスです。初夏、しなやかに茂る長い葉の中から力強く真直くに花茎が伸び、涼やかな淡い紫の小さな百合に似た花をたくさん咲かせます。



橋本 絵美

小さくてかわいいピオラです。色や種類がたくさんありますが、その中でも淡いピンクと白、紫と白などの優しい雰囲気が蝶々が羽ばたいているようでとても好きです。

平島 照巳

春になると辺り一面に香りが広がるジャスミンです。毎年ご近所で咲いていますが、その香りがすると春が来たなあ実感します。ジャスミンはお茶もおいしくて大好きです。

佐藤 亨恵 最近気になるのは青い薔薇。世界初!とニュースになっていたものは「紫」でしたが、某デパートの花屋に吃驚するほど青い薔薇(?)があります。その性格の悪そうな迫力ある青さがたまりません(褒めてます)。

「生かそう憲法 暮らしと政治に」

弁護士 前田 豊

この「あおぞら」では、タイムの横に「生かそう憲法 暮らしと政治に」というメッセージを載せています。

このメッセージは、二十年来、変わりません。もとはといえば、京都府庁に掲げられていたスローガンです。京都府知事の堀川虎三さんが、「生かそう憲法 暮らしと政治に」という大きな垂れ幕を庁舎に掲げて、京都府の姿勢を示していたものです。

「憲法を護ろう」でもなく、「憲法を変えよう」でもない。「憲法を生かそう」というメッセージはとても深い意味があります。

例えば環境権や住居の権利は

「福岡空港訴訟」と「ひとり暮らし訴訟」――
憲法改正が必要だという論者は、環境権などの新しい権利を憲法に盛り込むことを改憲の理由にあげます。

ですが、別に憲法に盛り込まなくても、憲法十三条（個人の尊厳と幸福追求の権利）などを生かすことによって、個人の権利を守る事ができます。

例えば、福岡空港の騒音軽減と損害賠償を求めた福岡空港訴訟では、憲法十三条をもとに人格権という考え方で対処しました。環境権を憲法に規定するにしても、その規定の仕方は難しく、憲法にとりこむ考えはまだ熟していないように思います。

ですから、環境権をだしにして改憲を言うことは、あまり説得的ではありません。

また、憲法訴訟としては、福岡で「ひとり暮らし訴訟」という訴訟もありました。三十年前まで、単身者は公営住宅に入居できませんでした。「ひとり暮らし訴訟」は、「生活保護者、高齢者などの単身者も公営住宅に入居させよ」と主張して裁判がたたかれました。その裁判では、「住居の権利」として

て、憲法十三条（幸福追求の権利）や、憲法十四条（法の下の平等）、憲法二十五条（生存権）が主張されました。やがて、訴訟の進行中に公営住宅法が改正され、単身者も公営住宅に入居できるようになりました。現在は、単身者も差別されず入居することが出来ます。

これが、「生かそう憲法 暮らしと政治に」の一例です。憲法を変えなくても、憲法を生かすことを考えるだけで、充分に憲法の趣旨は生かされるし、まだまだその余地が大きいのです。

憲法の危機は去っていない

社会の動きは早く忘れられることも多いものです。

昨年（二〇〇七年）は、憲法改正の動きが急な年でした。安倍元首相は「憲法改正」を政治目標に掲げ、五月、改憲手続法である「国民投票法」が成立しました。七月の参院選では与党の公約に「憲法改正」が掲げられ、そのまま憲法改正に突っ走ることが危惧されました。

ました。国民は、生活破壊にノーマルなですが、それだけでなく「変えよう 憲法」の安部路線についても「待った」をかけたのだと思います。現に、七月の参院選で当選した議員の多数が「改憲反対」だと報道されましたし、国民投票法が定める国会の憲法審査会はいまだに委員が決まらず動きません。安倍元首相は、九月、国会で所信表明演説をしたあと突然辞意を表したようになりました。

でも、これで改憲の動きが止まったわけではありません。昨年十一月、福田・小沢会談で、「大連立」が協議されました。一般には、ねじれ国会を何とかしたいという気持の表れととられていますが、それを仕掛けたのは渡邊恒雄さんや中曾根康弘さんということでしたから、私は、「大連立」は改憲論者の深謀遠慮だと思えました。自民と民主が大連立をすれば、衆院でも参院でも議員の三分の二以上の数が揃うことから、いつでも改憲の発議をすることが出来るからです。

今後、「大連立」の話は、ま

た折にふれて出るだろうと言われていますが、戦前の大政翼賛会のようなものは危険だと思えます。憲法の問題について、政の独走にまかせず、広く平和を願う国民の声を集める必要があります。

改憲のねらいは憲法九条

憲法を変えようという声の真のねらいは、憲法九条の改正にあると思います。

憲法九条二項を削除して自衛軍をもうけ、軍事裁判所を新設するという自民党の憲法改正草案はその一つの例です。

憲法九条は、日本が世界に誇り得るものです。自衛軍をもうけ集団的自衛権を行使できるようにすることに反対です。「生かそう憲法 暮らしと政治に」この精神で、憲法九条を生かしていきたいと思います。

連載 裁判員制度が始まります

第二回 裁判員制度って何？

弁護士 古屋勇一

―― 来年から裁判員による裁判が始まります。連載開始にあたって

報道等で見聞きされていると思いますが、戦後の司法制度の歴史の中で最も大きな改革である裁判員制度が来年（平成二十二年）五月までに始まります。

―― 裁判員制度とは？
―― 裁判官と市民が共同して有罪・無罪や刑の重さを多数決で決める刑事裁判の制度

一言で言えば、一定の重大な犯罪に関する刑事裁判において、一般市民から無作為に選ばれた裁判員（原則六名）が職業裁判官（原則三名）と共同して、起訴された被告人が、有罪か無罪か（事実認定）、有罪としたらどのような刑を科すか（量刑）を、多数決で決める制度です。だから、裁判員には選ばれた人は有罪にされた被告人を執行猶予にするかどうか、刑務所に入れるとすればどれだけの期間入れるか、場合によっては被告人の死刑を決めることもあるのです。

裁判員制度は、映画などで見るとアメリカやイギリスの陪審制に似ています。歌手のマイケル・ジャクソンの児童性的虐待容疑事件やプロフットボール選手で俳優のO.J.シンプソンの前妻殺人容疑事件も陪審裁判でした。

―― 来年から裁判員による裁判が始まります。連載開始にあたって
―― 報道等で見聞きされていると思いますが、戦後の司法制度の歴史の中で最も大きな改革である裁判員制度が来年（平成二十二年）五月までに始まります。
―― 裁判員制度とは？
―― 裁判官と市民が共同して有罪・無罪や刑の重さを多数決で決める刑事裁判の制度
一言で言えば、一定の重大な犯罪に関する刑事裁判において、一般市民から無作為に選ばれた裁判員（原則六名）が職業裁判官（原則三名）と共同して、起訴された被告人が、有罪か無罪か（事実認定）、有罪としたらどのような刑を科すか（量刑）を、多数決で決める制度です。だから、裁判員には選ばれた人は有罪にされた被告人を執行猶予にするかどうか、刑務所に入れるとすればどれだけの期間入れるか、場合によっては被告人の死刑を決めることもあるのです。

しかし、陪審制の場合、一般市民だけで有罪・無罪を決める点、原則として全員一致でない点、有罪にできない点、陪審員は量刑には関与しない

―― 一定以上の重大な刑事裁判に限定

―― 裁判員制度が新設された目的は？
―― 司法に対する国民の理解増進と信頼向上

「裁判の進め方やその内容に国民の視点、感覚が反映されますので、その結果、裁判全体に対する国民の理解が深まり、裁判がより身近に感じられ、司法への信頼が高まっていくことが期待されます。」（最高裁判所「よくわかる！裁判員制度Q&A」二〇〇六年二月発行から引用）

―― 一定以上の重大な刑事裁判に限定
刑事事件だけが対象になり、損害賠償請求事件などの民事裁判には裁判員裁判は導入されていません。また、刑事事件の全てを裁判員裁判で行うのではなく、殺人や強盗致死傷、危険運転致死、身代金目的誘拐、現住建造物等放火（人が住んでいる家への放火）など、一定以上の重大犯罪だけが対象になります。

―― 一定以上の重大な刑事裁判に限定
刑事事件だけが対象になり、損害賠償請求事件などの民事裁判には裁判員裁判は導入されていません。また、刑事事件の全てを裁判員裁判で行うのではなく、殺人や強盗致死傷、危険運転致死、身代金目的誘拐、現住建造物等放火（人が住んでいる家への放火）など、一定以上の重大犯罪だけが対象になります。

―― 一定以上の重大な刑事裁判に限定

―― 裁判員制度が新設された目的は？
―― 司法に対する国民の理解増進と信頼向上

「裁判の進め方やその内容に国民の視点、感覚が反映されますので、その結果、裁判全体に対する国民の理解が深まり、裁判がより身近に感じられ、司法への信頼が高まっていくことが期待されます。」（最高裁判所「よくわかる！裁判員制度Q&A」二〇〇六年二月発行から引用）

―― 一定以上の重大な刑事裁判に限定
刑事事件だけが対象になり、損害賠償請求事件などの民事裁判には裁判員裁判は導入されていません。また、刑事事件の全てを裁判員裁判で行うのではなく、殺人や強盗致死傷、危険運転致死、身代金目的誘拐、現住建造物等放火（人が住んでいる家への放火）など、一定以上の重大犯罪だけが対象になります。

―― 一定以上の重大な刑事裁判に限定
刑事事件だけが対象になり、損害賠償請求事件などの民事裁判には裁判員裁判は導入されていません。また、刑事事件の全てを裁判員裁判で行うのではなく、殺人や強盗致死傷、危険運転致死、身代金目的誘拐、現住建造物等放火（人が住んでいる家への放火）など、一定以上の重大犯罪だけが対象になります。

著作権・肖像権・パブリシティ権 弁護士 中村 伸子

現在、著作権などの授業が、小学校でも行われていることをご存知ですか？ かつては、著作権などの知識は、芸術家や出版社・放送局など一部の専門業界の方のみ必要とされてきました。しかし、デジカメ、パソコン、インターネットなどの普及により、一般の方でもブログなどを使って、さまざまな情報を公衆に発信することができるようになりました。すると、他人の著作物を無断で使ってしまった、他人の肖像権やパブリシティ権を侵害したり、自分の著作権が侵害されていることに気づかなかつたりという事態が生ずるようになりました。そのため、著作権等の保護や適切な契約の習慣が、広く多くの人々に受け入れられる環境を作っていくことが必要になったのです。そこで、クイズ形式などにして小学生のうちから、その理解を深める授業がなされています。簡単に説明すると、著作権には、著作物（文芸、美術、音楽等）

を創作した作者の人格的利益を保護するための「著作者人格権」と、著作物の財産的利益を保護する（無断で利用されないこと、コピーを作られないこと等）「著作権（財産権）」とがあり、主に著作権法で保護されています。
肖像権については、「肖像権」という権利を定めた法律はありませんが、憲法や民法に基づいて、人格的な側面から、その承諾なしにみだりに、その容貌・姿態を撮影されない自由権として認められています。
芸能人などの場合には、経済的な側面から「自ら勝ち得た名声の故に、自己の氏名や肖像を対価を得て第三者に専断的に利用させようとする利益」（最高裁判例）を有するとして、パブリシティ権が認められています。詳しいことは、弁護士等にお尋ねください。